

# 原発事故対策課だより 第11号



【編集・発行】：桑折町原発事故対策課 ☎582-2123 (直通)

平成27年2月18日発行

## 仮置場における除去土壌の保管について

これまで町では、平成23年10月に国が示した「中間貯蔵施設等の基本的な考え方」において、「仮置場への搬入開始から3年程度を目途として供用開始できるように努力する」としており、これに基づき「保管期間を概ね三年」と説明してきました。

しかし昨年11月、国から除染土壌等の保管期間延長の依頼があり、12月には福島環境再生事務所関谷所長から「中間貯蔵施設の用地確保に至っておらず、その確保に向けた説明会に全力を挙げていること、今後、試験的に仮置場から除染土壌等の搬出を始めていくが、一度にすべての除染土壌を搬出できる状況でないことから、引き続き保管をお願いしたい」との依頼がありました。

町としては一刻も早く除染土壌等を町内からすべて搬出し、事故前の「美しいふるさと桑折町」を取り戻すとともに、町政進展のための新たな施策に取りかかっていたところではありますが、中間貯蔵施設の建設が思うように進んでいない現状、更には双葉、大熊両町の町民の皆様方の気持ちを考えるならば保管期間の延長はやむを得ないことと感じています。

2月4日には町内会長の皆様に環境省福島再生事務所 松岡除染企画官、石田課長より中間貯蔵施設の進捗状況や現時点での除染土壌搬出に向けての取り組み状況について、町からは搬入開始から3年が経過する前に各々の町内会と協議すること、27年度に予定されているパイロット（試験的）輸送では、大和団地仮置場からの搬出を予定していること等を説明しました。

町としては、国に対し中間貯蔵施設への早期搬出を引き続き要求するとともに、今後も仮置場の適切な管理に努め、また、関係される皆様にご理解いただけるよう、できる限りの努力をしてみたいと思いますので、町民の皆様には、この現状をお汲み取りいただき仮置場での保管継続へご協力いただくようお願いいたします。



昨年12月、関谷所長（中央）から現状等について説明を受けました



2/4 町内会長の皆さんへの説明会であいさつする松岡企画官

# 食品の放射能濃度測定結果

(平成27年1月11日～平成27年2月5日 測定分)

※桑折町内を生産地とする食品のみ記載

(単位：件)

地区	検体名	測定数	検出せず	100以下 (Bq/kg)	100超 (Bq/kg)
桑折地区	ごぼう	5	4	1	0
	自然薯	1	1	0	0
	にんじん、山芋	各2	各2	0	0
陸合地区	キウイフルーツ、大根、ふきのとう	各1	各1	0	0
	にんじん	1	0	1	0
	干し柿	6	3	3	0
伊達崎地区	浅葱、ごぼう、凍み大根、にんじん、ふきのとう	各1	1	0	0
	キウイフルーツ	1	0	1	0
	大豆	2	2	0	0
	干し柿	3	1	2	0
半田地区	浅葱	2	1	1	0
	玄米H24産	1	1	0	0
	大豆、ふきのとう、山芋	各1	各1	0	0
	干し柿	3	0	3	0

●項目『検出せず』は、次の場合をいいます。

- ①400gで測定したものはセシウム134、137がそれぞれおよそ10Bq/kg以下のとき
- ②1kgで測定したものはセシウム134、137がそれぞれ10Bq/kg以下のとき

●上記の数値を「検出限界値」といいます。

●検出限界値は、測定された放射線量が少ないため、それが環境からの放射線か、食品からの放射線か見分けのつかない限界値の値です。

※検出限界値は、測定器周辺の環境(温度、測定量など)により変動します。

## 山菜等の出荷制限について

桑折町において産出される以下の食品については、国より出荷を差し控えるよう要請されています。

ご確認をお願いいたします。

区分	品目		
果実	ユズ		
山菜	こごみ	たけのこ	こしあぶら
山菜(野生)	ふきのとう	ふき	たらのめ
きのこ	野生きのこ		

## 3月の土曜日測定日(どちらも電話予約をお願いします)

### ◎食品放射能測定

- ★月日 14日
- ★場所 桑島分庁舎(☎582-2010)
- ★時間 9:00～11:30

### ◎ホールボディカウンタ

- ★月日 28日
- ★場所 やすらぎ園(☎582-1133)
- ★時間 9:00～11:30

# 環境放射線量測定値一覧

(単位：マイクロシーベルト/時)

## ■役場・中央公民館管理施設

各地区公民館 (測定時間/午前9時)

## ■仮置場周辺(測定時間/午前9時)

測定月日	①~⑪	1/20(火)		1/27(火)		2/3(火)		2/9(月)	
	⑫~⑲	1/21(水)		1/28(水)		2/4(水)		2/10(火)	
	⑳~⑳	1/22(木)		1/29(木)		2/5(木)		2/12(木)	
場所	搬入前	線量	水	線量	水	線量	水	線量	水
① 旧町民プール	0.47	0.11	-	0.15	-	0.11	-	0.13	-
② 町民体育館跡地	0.12	0.10	-	0.09	-	0.09	-	0.09	-
③ 根岸 熊ノ前	0.21	0.14	-	0.16	-	0.12	-	0.15	-
④ 北郷石橋	0.21	0.11	-	0.10	-	0.09	-	0.10	-
⑤ 中郷 五郎内前	0.16	0.13	-	0.12	-	0.10	-	0.12	-
⑤ 下郡下川原	0.18	0.16	-	0.18	-	0.14	-	0.17	-
⑥ 南郷前田	0.16	0.12	-	0.13	-	0.11	-	0.12	-
⑦ 伊達崎 出シ	0.20	0.14	-	0.16	-	0.13	-	0.14	-
⑧ 吉沼 向川原	0.37	0.24	-	0.24	-	0.23	-	0.22	-
⑨ 上郡上代街道南	0.16	0.12	-	0.13	-	0.11	-	0.12	-
⑩ 下郡上代 蝦夷塚	0.37	0.16	-	0.15	-	0.14	-	0.15	-
⑪ 下郡上代街道南	0.19	0.13	-	0.14	-	0.12	-	0.14	-
⑫ 館 沢 館 北	0.12	0.10	-	0.11	-	0.10	-	0.09	-
⑬ 谷 地 八 巻	0.25	0.14	-	0.14	-	0.14	-	0.15	-
⑭ 谷 地 中 谷 地	0.27	0.15	-	0.18	-	0.15	-	0.16	-
⑮ 下半田 国重	0.12	0.09	-	0.10	-	0.09	-	0.11	-
⑯ 関の内道下	0.13	0.11	-	0.10	-	0.09	-	0.11	-
⑰ 南半田上桜田	0.23	0.16	-	0.16	-	0.16	-	0.16	-
⑱ 御免町西田下	0.16	0.12	-	0.13	-	0.12	-	0.12	-
⑲ 銀 栗 銀 山	0.21	0.13	-	0.16	-	0.13	-	0.14	-
⑳ 中 北 大 林	0.57	0.14	-	0.13	-	0.13	-	0.15	-
㉑ 中北 中北前	0.25	0.15	-	0.17	-	0.15	-	0.16	-
㉒ 桐ヶ窪北道合	0.42	0.16	-	0.16	-	0.15	-	0.15	-
㉓ 大 和 団 地	0.62	0.15	-	0.17	-	0.16	-	0.16	-
㉔ 追 分 道 下	0.24	0.11	-	0.12	-	0.11	-	0.12	-
㉕ 内之馬場明神堂	0.41	0.24	-	0.27	-	0.24	-	0.26	-
㉖ 桐ヶ窪八幡代	0.37	0.23	-	0.22	-	0.23	-	0.24	-
㉗ 坂 町 芝 堤	0.15	0.11	-	0.10	-	0.11	-	0.12	-
㉘ 平 沢 鷹 打	0.41	0.32	-	0.38	-	0.33	-	0.35	-
㉙ 上成田宮ノ前	0.20	0.14	-	0.16	-	0.15	-	0.15	-
㉚ 松原農村公園	0.12	0.08	-	0.07	-	0.08	-	0.08	-
㉛ 松原中諏訪	0.13	0.09	-	0.10	-	0.10	-	0.11	-
㉜ 松原上柳沢	0.18	0.15	-	0.16	-	0.15	-	0.17	-
㉝ 松原下沢田	0.11	0.10	-	0.10	-	0.09	-	0.10	-
㉞ 下成田堰向	0.11	0.10	-	0.09	-	0.09	-	0.10	-
㉟ 成 田 馬 場	0.15	0.13	-	0.12	-	0.12	-	0.10	-

月 日	1/19	1/26	2/2	2/9	
	(月)	(月)	(月)	(月)	
役 場	0.11	0.11	0.10	0.10	
地 区 公 民 館	桑 折	0.16	0.21	0.16	0.17
	睦 合	0.21	0.21	0.19	0.18
	伊達崎	0.21	0.17	0.18	0.21
	半 田	0.12	0.11	0.11	0.11
町民運動場(土)	0.13	0.11			
桑 折 テニスコート (人工芝)	0.41	0.41			
ふれあい公園 (天然芝)	0.14	0.14			

- 測定時間：役場のみ午前8時30分
- 地表から1mの高さで測定
- 中央公民館管理施設は地表から50cmの高さで測定  
(運動場・ふれあい公園は、表土除去済み)

## ■伊達地方衛生処理組合

月 日	1/19	1/26	2/2	2/9	
	(月)	(月)	(月)	(月)	
処 分 場	東	0.24	0.24	0.20	0.24
	北東角	0.29	0.29	0.24	0.29
	北	0.32	0.30	0.27	0.31
	北西角	0.32	0.31	0.27	0.32
	西	0.26	0.27	0.19	0.27
南	0.35	0.34	0.30	0.34	
敷地境界平均値	0.30	0.29	0.25	0.30	

- 地表から1mの高さで測定
- 測定場所はいずれも草地

- 地表から1mの高さで測定 ●表中「水」は地下水
- 地下水のモニタリングは週一回(検出限界値10Bq/kg) 「-」は検出限界値以下を示します。

## ■保育所・幼稚園・小中学校・児童館

月 日	1/19(月)		1/26(月)		2/2(月)		2/9(月)	
	地 表	50cm	地 表	50cm	地 表	50cm	地 表	50cm
保 育 所	0.08	0.11	0.10	0.12	0.09	0.09	0.09	0.11
釀 芳 幼	0.13	0.12	0.14	0.12	0.11	0.11	0.13	0.14
睦 合 幼	0.12	0.12	0.12	0.11	0.12	0.10	0.14	0.13
半 田 幼	0.16	0.16	0.17	0.16	0.15	0.15	0.15	0.16
伊達崎幼	0.11	0.12	0.12	0.10	0.10	0.09	0.13	0.13
釀 芳 小	0.14	0.13	0.10	0.11	0.09	0.08	0.12	0.10
睦 合 小	0.10	0.10	0.12	0.13	0.09	0.09	0.11	0.10
半 田 小	0.14	0.13	0.12	0.13	0.09	0.11	0.13	0.13
伊達崎小	0.13	0.10	0.12	0.13	0.11	0.10	0.12	0.11
釀 芳 中	0.12	0.11	0.12	0.11	0.13	0.12	0.13	0.11
児 童 館	0.14	0.13	0.11	0.12	0.12	0.11	0.13	0.12

- 地表から50cmの高さで測定(釀芳中のみ地表から1mで測定)

～福島県弁護士会からのお知らせです～

# 東京電力に対する賠償請求を あきらめてしまっていないですか？ 弁護士へご相談ください！



Q. 事故後、妻と子供が県外に避難しました。妻と子供は新潟でアパートを借りていて、私は月に2度程、妻と子供に会いに行っています。何も賠償はないのでしょうか？

A. アパートの家賃、世帯が分かれたことによる生活費の増加分、新たに購入した家具・家電の代金、奥さんとお子さんに会いに行ったときの交通費などが賠償される可能性があります。



Q. 自宅を自主的に除染しました。高圧洗浄機を新たに買いました。屋根瓦と庭のウッドデッキを取り換えました。この費用は請求できませんよね？

A. 高圧洗浄機、取り換えた屋根瓦やウッドデッキの購入代金などが賠償される可能性があります。



**この他にも、まだまだ東京電力に賠償請求できるものがあります！**

相談してみたい方、分からないことがある方はこちら  
弁護士に無料で電話相談ができます



震災・原発無料電話相談  
**024-534-1211**  
(平日14時から16時まで)

すぐに弁護士に依頼したい方はこちら  
弁護士を紹介いたします



原子力発電所事故被害者  
救済支援センター  
**024-533-7770**  
(平日10時から15時まで)

福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター  
<http://www.f-bengoshikai.com/disaster/466.html>